

千葉市屋外保管事業場設置等に関する指導要綱

令和3年10月29日制定

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が屋外保管事業場の設置等を行う場合に、市が事業者に対し必要な指導を行うことにより、再生資源物の屋外における適正な保管を図り、もって市民生活の安全を確保するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）及び千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（令和3年千葉市規則第61号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設置等 次に掲げるものをいう。

ア 条例第5条第1項に規定する許可を要する屋外保管事業場の設置

イ 条例第10条第1項に規定する許可を要する屋外保管事業場の変更

(2) 事業者 設置等を行おうとする者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、設置等を行うに当たっては、条例その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める事項を遵守するものとする。

2 事業者は、設置等に起因する災害及び公害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

3 事業者は、設置等を行うに当たっては、市が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。

(事業場概要書の作成)

第4条 事業者は、条例第5条第1項又は条例第10条第1項に定める設置等の申請を行うときは、当該申請の概要書（様式第1号）（以下「事業場概要書」という。）を当該申請に併せ、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業場概要書には次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及

び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図

- (2) 計画地一覧表
- (3) 計画地に係る公図の写し
- (4) 計画地又は計画地に存する施設の所有権を有すること（事業者がいずれの所有権も有しない場合には、いずれかを使用する権原を有すること）を証する書類の写し
- (5) 標準作業書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(現地調査)

第5条 市長は、事業者から前条第1項の事業場概要書の提出を受けた後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(協議会の設置及び運営)

第6条 屋外保管事業場の設置等について適正な指導を期するため、市に、千葉市再生資源物適正保管協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 協議会の会長は、環境局資源循環部産業廃棄物指導課（以下「産業廃棄物指導課」という。）の課長の職にある者を、副会長は、産業廃棄物指導課の課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を招集し、主宰する。
- 5 副会長は、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。
- 6 第2項から第5項まで定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第7条 会長は、第4条第1項の事業場概要書が提出されたときは、その事業場概要書を協議会の審査に付するものとする。

- 2 会長は、事業場概要書の審査のため必要と認める場合には、事業者に対し説明を求めることができる。

(審査指示)

第8条 市長は、協議会の審査結果に基づき、必要に応じ事業者に対し屋外保管事業場の設置等を行うに当たっての留意事項又は変更の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、審査指示を行うに当たり市民生活の安全を確保及び生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(関係機関との調整)

第9条 事業者は、審査指示を満足させるための関係機関との調整を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示事項調整済回答書)

第10条 事業者は、審査指示の調整が終了した場合は、審査指示事項調整済回答書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、審査指示事項調整済回答書を受領したときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による確認により前条の調整が終了していないと認められる場合には、事業者に対し当該事項について再度当該調整を行うことを指示するものとする。
- 4 前項の規定による調整については、第9条から本条の第2項までを準用する。

(事業場概要書の変更)

第11条 事業者は、第4条第1項の事業場概要書の内容に変更があったときは、変更に係る事業場概要書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、変更内容を市長に届け出ることによりこれに代えることができる。

- 2 第4条から第10条までの規定は、変更に係る事業場概要書に準用する。

(報告の徴収)

第12条 市長は、事業者に対し、必要に応じて関係機関との調整の状況について報告を求めることができる。

(手続の省略)

第13条 市長は、次の各号の一に該当し、関係法令との調整、安全確保対策の内容及び環境保全対策の内容等から適当と認める場合には、第7条から第10条までの規定の全部又は一部を省略することができる。

- 1 土地区画整理事業等に伴い施設を移設するとき。
- 2 既に造成が完了している工業専用地域に設置等するとき。
- 3 生活環境への影響を改善する目的で変更を行うとき。

4 その他、既に同等の手続がなされていると市長が認めるとき。

(設置等の許可)

第14条 市長は、審査指示事項調整済回答書を受理したときは、これを関係機関等に照会し、その内容を確認した後、設置等の許可を行うものとする。

(審査手続の中断)

第15条 市長は、事業者が条例第5条第5項第2号エに規定する、法その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるものに基づく改善勧告、改善命令等を現に受けている場合においては、その改善等を行うまでの間、この要綱に基づく手続を中断することができる。

(台帳の整備)

第16条 市長は、第4条第1項の規定による事業場概要書について、その内容を記した台帳を整備するものとする。

(提出書類の部数)

第17条 第4条第1項、同条第2項及び第11条第1項に係る書類の提出部数は、市長の指示する部数とする。

2 第10条第1項に係る書類の提出部数は、1部とする。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。